

令和2年度事業報告

事業概要

食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、鳥取県が認可した県内の3食鳥処理場に於いて鳥取県知事から委任された食鳥検査を実施した。

(1) 法人の運営

ア 会議の開催

(ア) 理事会

- a 第82回理事会 令和2年5月22日(金)
 - (a) 平成31年(令和元年)度事業報告(案)の承認について
 - (b) 平成31年(令和元年)度事業収支決算(案)の承認について
 - (c) 次期役員候補について
 - (d) 第17回評議員会の開催について
- b 第83回理事会(臨時) 令和2年6月16日(火)
 - (a) 代表理事(理事長)及び業務執行理事(副理事長、常務理事)の選定について
 - (b) 事務局長の任命について
- c 第84回理事会 令和3年3月23日(火)
 - (a) 令和2年度事業に係る補正予算(案)について
 - (b) 令和3年度事業計画(案)について
 - (c) 令和3年度事業に係る収支予算(案)について
 - (d) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会就業規則の一部改正について
 - (e) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会食鳥検査業務規程の一部改正について

(イ) 評議員会

- a 第17回評議員会 令和2年6月16日(火)
 - (a) 平成31年(令和元年)度事業報告の承認について
 - (b) 平成31年(令和元年)度事業収支決算の承認について
 - (c) 役員(理事・監事)の選任について
 - (d) 評議員の選任について
- b 第18回評議員会(臨時) 令和2年6月16日(火)
 - (a) 評議員長の選任について

イ 監査及び公益法人検査の実施

(ア) 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会監事による監査

- a 令和2年5月13日(水)
 - 平成31年(令和元年)度事業に係る業務及び決算監査
- b 令和2年10月23日(金) 令和2年度中間決算監査(定例監査)

ウ 公益法人会計処理指導

平成26年12月から公認会計士と契約し、定期的に個別指導を受けた。

エ 職員食鳥検査技術向上研修会

例年、協会独自で実施している「食鳥検査技術全体研修会」及び各種研修・学会等の派遣については新型コロナウイルス感染症予防の観点から実施しなかった。

(2) 食鳥検査事業

ア 食鳥検査員の派遣（各食鳥処理場毎に常時2名～3名の食鳥検査員を派遣）

(ア) 米久おいしい鶏株式会社鳥取事業所食鳥処理施設（東伯班）

営業日数：261日（平日206日、土曜日39日、日曜日1日、祝祭日14日
年末年始1日）

(イ) 名和食鶏有限会社食鳥処理施設（名和班）

営業日数：257日（平日193日、土曜日50日、日曜日3日、祝祭日11日
年末年始0日）

(ウ) 株式会社大山どり食鳥処理施設（淀江班）

営業日数：263日（平日211日、土曜日36日、日曜日0日、祝祭日14日
年末年始2日）

イ 食鳥検査

食用に供される目的で飼育された鶏を対象として食鳥検査を実施し、人の健康を阻害する恐れのある病気に罹った鶏の食用に適さないと診断したものについて廃棄処分とした。

(ア) 食鳥検査羽数は19,466,118羽で、前年度の19,398,723羽より67,395羽増加した（対前年比103%）が、年間6か月は前年度の羽数を下回った（別紙1）。

(イ) 食鳥検査の手数料収入金額は64,630,396円で、前年度の64,954,603円より324,207円減少した（対前年比99.5%）。この要因としては、前年度検査羽数を下回った月の時間外検査手数料の減少によるものと考えられる（別紙1）。

(ウ) 食鳥検査の結果、「と鳥禁止」、「解体禁止」及び「全部廃棄」処分が妥当であると診断して全てを廃棄した食鳥羽数は336,786羽で、廃棄処分率は1.73%（31年度：359,617羽、1.85%）であり、前年度より0.12%減少した。また、内臓等の一部だけを廃棄する「一部廃棄処分」とした食鳥羽数は387,476羽で、廃棄処分率は1.99%（31年度：218,613羽、2.37%）であり、前年度より0.38%減少した。

禁止・全部廃棄及び一部廃棄処分羽数の合計は724,262羽で、処分率は3.72%（31年度：820,140羽、4.23%）であり、全体での処分率は前年度より0.51%減少した（別紙2）。

(エ) 精密検査は91検体、延べ182件の細菌検査を実施した。（別紙3）

ウ 家畜保健衛生所との連絡会議

家畜保健衛生所が実施する養鶏農場の衛生指導等の一助となるような食鳥検査データの活用方法等について意見交換・情報交換を目的とした当該会議については、近隣県及び西日本地域での高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫対策並びに、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて開催を見送った。

エ 食鳥処理場での外部検証実施に係る事前説明会（令和3年2月18日）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥処理に関する法律及び同法施行規則の改正に伴い、HACCPに基づく処理場の衛生管理及び県食鳥検査員による衛生管理の外部検証が令和

3年6月1日から完全実施されることになったため、県（くらしの安心推進課）から実施に向けての事前説明と協力依頼を受けた。

(3) 広報啓発事業

ア 一般消費者を対象として、食鳥肉の安全性を確保するために実施している食鳥検査の方法及び食鳥肉の処理工程を分かり易く解説した DVD を関係者等に配布、普及啓発を図った。

イ 食鳥検査の分析結果を基に専門的検討を加えて各処理場を通じて食鳥生産者に還元し、生産技術の向上と併せて食鳥肉の衛生的生産意識の高揚を図ることに努めた。

ウ ブロイラーの生産及び処理における衛生状況の向上に資するため、機関紙「食鳥だより No. 35」を発刊した。本号では「パンデミックになった新型コロナウイルス性肺炎の特徴」と題して、大槻 公一鳥取大学名誉教授（当協会副理事長）から過去に実施した鶏のコロナウイルス研究概要を寄稿いただいた。また、日本海新聞及び公益社団法人鳥取県栄養士会の機関紙「栄養ととり」に事業広告を掲載して食鳥検査事業に係る啓発に努めた。

(ア) 食鳥検査だより 第35号

a 発行部数：300部

b 配布先：生産者、処理業者、全国食鳥指定検査機関及び行政関係機関 他

(イ) 新聞広告

a 掲載新聞：日本海新聞

b 掲載日：令和2年12月5日（土）

c 内 容：「鳥取のとり肉は私たちが検査しています！」

(ウ) 公益社団法人鳥取県栄養士会 機関紙「栄養ととり」

a 令和2年度3回発行

b 内 容：「鳥取のとり肉は私たちが検査しています！」

エ 各食鳥処理場において、食鳥衛生管理者（食鳥処理業務従事者を含む）を対象に昼休みや休憩時間にミニ研修会を開催し、食鳥に係る疾病診断技術及び鳥インフルエンザ等鶏の疾病に関する正しい知識の普及・啓発に努めた。

オ より多くの県民に当協会の業務内容や食鳥検査の意義についての理解を深めるため、随時ホームページを更新した。また、鳥取大学農学部獣医学科学生実習をはじめ食品衛生を履修する高等学校の実習時に併せて食鳥検査事業の目的や意義等について啓発パンフレットの配布や講演を行った。

(ア) 鳥取大学農学部獣医学科学生実習

a 期 日：令和2年7月30日（木）

b 内 容：啓発パンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」他配布

c 対 象：鳥取大学共同獣医学科4年次学生38人

(イ) 鳥取大学農学部共同獣医学科インターンシップ

a 期 日：令和2年9月2日（水）及び9日（水）

b 内 容：啓発パンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」他配布

c 対 象：鳥取大学共同獣医学科5年次学生5人

(ウ) 鳥取環境大学学生実習

- a 期 日：令和2年9月4日（金）
- b 内 容：啓発パンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」他配布
- c 対 象：鳥取環境大学環境学部環境学科学生4人

(エ) 倉吉北高校生徒実習

- a 期 日：令和2年11月6日（金）
- b 内 容：啓発パンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」他配布
- c 対 象：倉吉北高等学校調理科3年生徒10人

(オ) 米子南高生徒実習

- a 期 日：令和2年12月22日（火）
- b 内 容：啓発パンフレット「とり肉が食卓に上がるまで」他配布
- c 対 象：鳥取県立米子南高等学校生活文化科3年生徒20人